

長期療養者の定期予防接種について

【概要】

1. 対象者

予防接種法施行令第一条の三の二の規定に基づき、長期にわたり療養を必要とする疾患にかかるなど特別な事情（※）があったことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかった方。ただし、接種時に当該市町に住民票がある方が対象です。

（※）長期にわたり療養を必要とする疾患にかかるなど特別な事情

- ① 予防接種法施行規則で定める疾患にかかったこと（別表：疾病一覧参照）
- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ③ 医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められたもの

2. 延長期間及び対象となる予防接種

（1）特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過するまで

（但し接種期間内でも、BCGは4歳未満まで、五種混合、四種混合は15歳未満まで。
ヒブは、10歳未満まで。小児用肺炎球菌は、6歳未満まで。）

※B型肝炎は、接種日に10歳未満であれば、接種量は0.25mlを皮下注射、
10歳以上であれば0.5mlを筋肉内又は皮下注射

※带状疱疹については、当該疾病にかかったことのない人

BCG、五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ、ヒブ）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ、MR（麻しん・風しん混合）、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、新型コロナウイルス、带状疱疹

（2）高齢者肺炎球菌・带状疱疹は、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過するまで

※過去に定期予防接種として、すでに受けた予防接種の再接種は、該当になりません。

※ロタウイルス感染症とインフルエンザの予防接種はこの制度の対象となりません。

3. 接種までの流れ

- ① 実施医療機関は、対象と思われる方から相談があった場合は、別添理由書用紙にご記入のうえ、各市町予防接種担当課へご案内ください。
- ② 市町担当課から被接種者に対して、「長期療養者用」予診票と別添理由書の写しを後日（※審査に2週間程度要することがあります）、交付します。
- ③ 実施医療機関は、長期療養者であることを、ご確認のうえ、接種してください。
- ④ 請求は、他の定期予防接種の件数と共に計上してください。請求書に予防接種名がない場合は、フリー欄をご活用ください。

＜お問い合わせ先＞

伊勢市 健康 課（電話0596-27-2435）